

令和3年4月以降

道路工事施行承認申請の手引き

道路法第24条の規定による道路工事施行承認申請を行う場合は、下記の書類を提出してください。

標準処理期間は、閉庁日を除き10日です。事務処理の都合上、短期間で承認することはできませんので、工事着手予定日まで余裕を持って申請してください。

1. 提出書類 ··· 各2部

①承認申請書

②添付書類 ※A～Fまでは必須

A. 工事施行遵守事項	<申請者と施工業者の記名・押印>
B. 位置図	<縮尺が1/12,500程度>
C. 案内図	<縮尺が1/500～1/1,500程度>
D. 工事仕様書	<(現況と計画)平面図・断面図・構造図> ※平面図には方位を記載すること
E. 現況写真	<占用箇所を明示>
F. 舗装復旧図	<工事仕様書に記載している場合は省略可>
G. 念書	<下請け等で施工業者が2者以上となる場合>
H. その他	<必要と認められる場合>

2. 許可書の交付

許可後は、申請者へ電話連絡をしますので、処理状況についての問い合わせや連絡前の来庁はご遠慮ください。

3. 工事の施工

工事に着手する前に、八戸警察署長から道路交通法第77条に基づく道路使用許可を受けてください。

4. 原状回復届

工事完了後は、7日以内に原状回復届を1部提出してください。

(上記1のC・Dと工事写真(着工前・工事中・完成)を添付)

<お問合せ先>

八戸市内丸一丁目1-1 市庁別館8階

建設部 道路維持課 道路占用グループ

電話 0178-43-2111 (内線 4512・4511)